

報告第14号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

1 専第 10 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 109,080 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 交野市星田 5 丁目 22 番 17 号
氏 名 松本整骨鍼灸院 院長 松本 修治
- 3 示 談 日 令和元年 7 月 16 日
- 4 事 案 概 要 平成 31 年 4 月 26 日（金）午前 9 時 30 分頃、交野市星田 5 丁目 22 番 17 号付近において、燃やすごみ収集中に、ごみ集積場所まで塵芥車を後退させる際、相手方の敷地内にある浄化槽のマンホールを踏み、破損させたもの。
- 5 そ の 他
- | | |
|---------|-----------|
| 相手方修理費 | 109,080 円 |
| 対物共済保険額 | 109,080 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和元年 7 月 16 日

交野市長 黒 田 実